

工事請負契約における契約保証に関する取扱い

「工事契約事項（金銭的保証）」（平成23年4月1日改正。以下「契約事項」という。）第4条及び「工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準」（平成23年4月1日施行。以下「運用基準」という。）第4条関係の規定に基づき、工事請負契約における契約保証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第1 契約の保証

(1) 契約事項第4条に規定するとおり、工事請負契約における契約の保証については金銭的保証を原則とし、発注者は、受注者に対し請負代金額の10分の1（低入札調査を経て契約を締結する場合にあっては10分の3）以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の一を求めるものとする。なお、契約事項第4条第1項第3号の「銀行、発注者が確実と認める金融機関」については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受け入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

- 1) 契約保証金の納付
- 2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 3) 銀行等の保証
- 4) 保証事業会社の保証
- 5) 公共工事履行保証証券による保証
- 6) 履行保証保険契約の締結

(2) 供用開始時期等の関係から残工事の発注手続を行う時間がない場合等履行保証措置として役務的保証を必要とする場合には、契約事項第4条において請負代金額の10分の3以上の金額を保証する公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）のみを求めるものであるが、あらかじめ大仙市入札契約資格等審査実施要綱（平成21年4月1日訓令第 号。以下、「実施要綱」という。）第2条第1項で規定する大仙市入札契約資格等審査委員会（以下「委員会」という。）においてその必要性を十分審議し、慎重に取り扱うものであること。

第2 請負契約締結時における取扱い

請負契約は、落札決定日から5日以内に第1の(1)又は(2)により求めた

金額以上の次に掲げるいずれかの保証が付されたことを確認のうえ、締結するものとする。ただし、落札者が③～④に掲げる保証を得るために5日を超える期間を要する場合にあっては、大仙市財務規則（平成17年大仙市規則第61号。以下、「規則」という。）第117条第1項ただし書に規定する期限の延長願（様式第1号）の提出を求めるものとし、保証証書等の提出後、すみやかに締結するものとする。

なお、工事請負契約書の「契約保証金」欄には、納付済の金額、保証書記載の保証金額等を、「納付の方法」欄には、契約保証金、有価証券、銀行の保証等の方法を記載するものとする。また、③～④に掲げる保証契約等の申し込みにあたって工事請負契約書案や落札決定通知書等（以下、「請負内容確認書類」という。）を必要とする場合があるので、契約担当課長は、落札者が決定後すみやかに落札者に対し、契約年月日、契約金額等を記載した請負内容確認書類を交付するものとする。

① 契約保証金

- 1) 契約担当課長は、落札者から、契約保証金を納付する旨の申し出を受けたときは、工事担当課長へその旨を通知するものとする。通知を受けた工事担当課長は、規則第139条の規定に基づき歳入歳出外現金受入れ手続きを行うものとし、落札決定後、すみやかに歳入歳出外現金受入決議を行い落札者に対して納入通知書を発行するものとする。この場合において、納期限は請負内容確認書類に記載した契約年月日とする。
- 2) 契約担当課長は、落札者による契約保証金の納入通知書兼領収書（以下、「領収書」という。）の提示により納入されたことを確認のうえ、工事請負契約を締結するものとする。
- 3) 契約締結後、領収書の写しは工事請負契約書等と一緒に保管するものとする。
- 4) 契約保証金の現金受領は、事故防止の観点から原則的に行わないものとし、納入通知書による金融機関等への納付を行うよう落札者に通知するものとする。

② 契約保証金に代わる担保としての有価証券等

- 1) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等は、規則第121条第2項第1号に規定する有価証券のうち、国債証券又は地方債証券（当分の間、利付き国債及び秋田県債に限定する。以下、「国債等」という。）とする。ただし国債等の寄託は、出納機関の保管体制の観点から、極力取り扱わないものとし、入札参加業者にもこの旨周知するものとする。
- 2) 契約担当課長は、落札者から、契約保証金に代わる担保として国債等を納付する旨の申し出を受けたときは、工事担当課長へその旨

を通知するものとする。通知を受けた工事担当課長は、落札者に対して保管有価証券納付書(様式第2号)の提出を求めるものとする。

- 3) 工事担当課長は、落札者から、保管有価証券納付書の提出を受けたときは、出納機関に対して保管有価証券受入通知書(様式第2号)を送付する。
- 4) 出納機関は、保管有価証券受入通知書を受けたときは、これを審査し、落札者から国債等を徴し、保管有価証券受入通知書の写し(以下、「証券受入証明書」という。)を交付する。
- 5) 契約担当課長は、落札者から、証券受入証明書の提示を求め、保管国債等の額面等記載事項に誤りがないかを確認のうえ、工事請負契約を締結するものとする。
- 6) 契約締結後、証券受入証明書は工事請負契約書等と一緒に保管するものとする。

③ 銀行等又は保証事業会社の保証

- 1) 契約担当課長は、落札者から、工事請負契約についての銀行等又は保証事業会社の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、工事請負契約を締結するものとする。

- イ 名宛人が市長であること。
- ロ 保証人が、銀行等又は保証事業会社であり、押印があること。
- ハ 保証委託者が落札者であること。
- ニ 保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。
- ホ 保証債務の内容が、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- ヘ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
- ト 保証金額が契約保証金額以上であること。
- チ 保証期間が工期を含むものであること。
- リ 保証債務履行の請求の有効期限が保障期間経過後6ヶ月以上確保されていること。

- 2) 契約締結後、銀行等の保証書の場合は発注課において適宜保管するものとし、保証書の写しを工事請負契約書等と一緒に保管するものとする。なお、保証事業会社の保証証書の場合は、工事請負契約書等と一緒に保管するものとする。

④ 公共工事履行保証証券又は履行保証保険

- 1) 契約担当課長は、落札者から、工事請負契約についての公共工事履行保証証券に係る証券(履行保証保険の場合にあっては、履行保証保険に係る証券。以下同じ。)の提出を受けたときは、次に掲げる

事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、工事請負契約を締結するものとする。

- イ 債権者（履行保証保険の場合にあつては、被保険者）が市長であること。
 - ロ 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 債務者（履行保証保険の場合にあつては、保険契約者）が落札者であること。
 - ニ 公共工事用保証契約基本約款（履行保証保険の場合にあつては履行保証保険の普通保険約款）及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨（履行保証保険の場合にあつては、保険契約を締結した旨）の記載があること。
 - ホ 主契約の内容（履行保証保険の場合にあつては、契約の内容）としての工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
 - ヘ 保証金額が契約保証金額以上であること。
 - ト 役務的保証を付した場合にあつては、瑕疵担保特約が付されたものであること。
 - チ 保証期間（履行保証保険の場合にあつては、保険期間）が工期を含むものであること。
- 2) 契約締結後、公共工事履行保証証券に係る証券は、工事請負契約書等と一緒に保管するものとする。

第3 受注者の債務不履行による解除時の取扱い

市長は、契約事項第45条第1項各号の一に該当するときは、請負契約解除通知書（様式第3号）によりすみやかに工事請負契約を解除するものとする。ただし、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがあるときは、契約事項第43条第1項の規定により損害金を徴収して工事を完成させるものとする。

① 契約保証金

- 1) 工事担当課長は、契約事項第45条第1項の規定に基づき契約を解除したときは、契約保証金に係る歳入歳出外現金を歳入へ公金振替するため、公金振替通知書を作成し、当該公金振替通知書を出納機関へ送付するものとする。
- 2) 出納機関は、工事担当課長から公金振替通知書の送付を受けたときは、これを審査し、公金振替・更生通知表を指定金融機関に送付し、指定金融機関から公金振替済通知書の送付を受けたときは、公金振替通知書を工事担当課長へ返送する。

- 3) 工事担当課長は、公金振替通知書の写しを工事請負契約書と一緒に保管するものとする。
 - 4) 工事担当課長は、契約事項第45条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、契約者から納入通知書により超過額を徴収するものとする。
- ② 契約保証金に代わる担保としての国債等
- 1) 工事担当課長は、契約事項第45条第1項の規定に基づき契約を解除したときは、保管有価証券払出（請求書）通知書に契約解除通知の写しを添付して出納機関に送付するものとする。
 - 2) 出納機関は、工事担当課長から保管有価証券払出通知書を受領したときは、これを審査し、工事担当課長の受領印を徴して、工事担当課長に対し、保管国債等を払い出し、歳入に収入又は普通財産に組み入れする手続きを行うものとする。
 - 3) 工事担当課長は、契約事項第45条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、契約者から納入通知書により超過額を徴収するものとする。
- ③ 銀行等の保証
- 1) 工事担当課長は、契約事項第45条第1項の規定に基づき契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は、保証金額）を記載した保証金請求書（様式第4号）、納入通知書、保証証書、解除通知の写しを銀行等に提出し、出納機関に調定表を送付するものとする。なお、保証金請求書及び納入通知書の写しは、工事請負契約書と一緒に保管するものとする。
 - 2) 工事担当課長は、契約事項第45条第2項に記載の違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、契約者から納入通知書により超過額を徴収するものとする。
- ④ 保証事業会社の保証
- 1) 工事担当課長は、契約事項第45条第1項の規定に基づき契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は、保証金額）を記載した保証金請求書、納入通知書、保証証書、保証事業会社あて解除通知書（様式第5号）及び解除通知の写しを保証事業会社に提出し、出納機関に調定表を送付するものとする。なお、保証金請求書及び納入通知書の写しは、工事請負契約書と一緒に保管するものとする。
 - 2) 工事担当課長は、契約事項第45条第2項に記載の違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、契約者から納入通知書により超過額を徴収するものとする。

- ⑤ 公共工事履行保証証券又は履行保証保険
- 1) 工事担当課長は、契約事項第45条第1項の規定に基づき契約を解除したときは、納入金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）が違約金の金額未満の場合は、保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額））を記載した保証金請求書、納入通知書及び解除通知の写し並びに公共工事履行保証証券に係る証券を保険会社に提出し、出納機関に調定表を送付するものとする。なお、保証金請求書及び納入通知書の写しは、工事請負契約書と一緒に保管するものとする。
 - 2) 工事担当課長は、契約事項第45条第2項に記載の違約金の金額が保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）を超過している場合は、別途、契約者から納入通知書により超過額を徴収するものとする。

第4 工事完成時の取扱い

- ① 契約保証金
- 1) 工事担当課長は、歳計外払出起票依頼書（様式第6号）に必要書類を添付し、出納機関に対し払出の通知をする。
 - 2) 出納機関は、歳計外払出起票依頼書の送付を受けたときは、これを審査し、口座振替により支払うものとする。
- ② 契約保証金に代わる担保としての国債等
- 1) 工事担当課長は、契約者に対し、保管有価証券払出（請求書）通知書（様式第7号）を求めるものとする。
 - 2) 工事担当課長は、契約者から保管有価証券払出請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類を審査し、保管有価証券払出通知書を保管有価証券払出請求書に添付して出納機関に提出するものとする。なお、保管有価証券払出請求書の写しを工事請負契約書と一緒に保管するものとする。
 - イ 保管有価証券払出請求書に押印された印鑑が保管有価証券納付書に押印されている印鑑と同一であること。
 - ロ 保管有価証券払出請求書の記載事項が保管有価証券納付書の内容と同一であること。
 - 3) 出納機関は、工事担当課長から保管有価証券払出通知書を受領したときは、これを審査し、契約者の受領印を徴し保管有価証券を払い出す。
- ③ 銀行等又は保証事業会社の保証
- 工事担当課長は、契約者から工事目的物の引渡しを受けたときは、保証

書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）は受注者を通して銀行等に返還するものとする。ただし、保証事業会社の保証にあっては、保証書の返還を要しない。なお、保証書を契約者に交付する際には、契約者から保証書を受領した旨の領収書（様式第8号）を提出させ、領収書及び保証書の写しを工事請負契約書と一緒に保管するものとする。

④ 公共工事履行保証証券及び履行保証保険

工事担当課長は、契約者から工事目的物の引渡しを受けた後も、公共工事履行保証証券に係る証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）をそのまま工事請負契約書と一緒に保管するものとする。

第5 請負代金額の増額変更時の取扱い

工事担当課長は、請負代金額の増額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、契約保証金の金額（銀行等の保証、保証事業会社の保証及び公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては、保証金額、履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が変更後の請負代金額の100分の5（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結した場合にあっては1000分の15）以下になるときは、契約保証金の金額（銀行等の保証、保証事業会社の保証及び公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては、保証金額、履行保証保険の場合にあっては、保険金額）を変更後の請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結した場合にあっては10分の3）以上に増額変更するものとする。

① 契約保証金

工事担当課長は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、「第2 請負契約締結時における取扱い」の例により、増額する分に相当する金額を徴するものとする。

② 契約保証金に代わる担保としての国債等

工事担当課長は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、「第2 請負契約締結時における取扱い」の例により、契約保証金の増額する分に相当する金額の国債等を徴するものとする。

③ 銀行等又は保証事業会社の保証

- 1) 工事担当課長は、保証金額の増額変更を行おうとするときは、契約者に対して、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の銀行等又は保証事業会社が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。
- 2) 契約担当課長は、契約者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出に誤りがないかを確認のうえ、工事請負契約等を変更するものとする。

- イ 名宛人が市長であること。
- ロ 保証人が、保証書に記載された銀行等又は保証事業会社であり、押印があること。
- ハ 保証金額を変更する旨の記載があること。
- ニ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
- ホ 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

3) 工事請負契約の変更後、変更契約書は、工事請負契約書等と一緒に保管するものとする。

④ 公共工事履行保証証券又は履行保証保険

1) 工事担当課長は、保証金額（履行保証保険の場合にあつては保険金額）の増額変更を行おうとする場合、契約者に対して、保証金額（履行保証保険の場合にあつては保険金額）を変更後の10分の1（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結した場合にあつては10分の3）以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

2) 契約担当課長は、契約者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項（公共工事履行保証証券の場合にあつては、イからへ、履行保証保険の場合にあつては、ロからト）等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、工事請負契約を変更するものとする。

- イ 債権者が市長であること。
- ロ 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- ハ 債務者（履行保証保険の場合にあつては、保険契約者）が契約者であること。
- ニ 異動を承認する旨の記載があること。
- ホ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- へ 増額後の保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）が変更後の請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結した場合にあつては10分の3）以上であること。
- ト 異動保険期間の変更後、異動承認書は、工事請負契約書等と一緒に保管するものとする。

3) 工事請負契約の変更後、異動承認書は、工事請負契約書等と一緒に保管するものとする。

第6 請負代金額の減額変更時の取扱い

工事担当課長は、請負代金額の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、契約者から契約保証金の金額（銀行等の保証、保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券の場合にあつては、保険金額）を変更後の請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結した場合にあつては10分の3）の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額を変更後の請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結した場合にあつては10分の3）以上に保たれる範囲で受注者の請求する金額まで減額変更するものとする。なお、保証保険の場合にあつては、保険金額の減額は行われないうこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

① 契約保証金

- 1) 工事担当課長は、契約保証金の金額の減額変更を行おうとするときは、契約者に対して、契約保証金の減額分につき保証金の返還を求める旨の契約保証金払出請求書（様式第9号）の提出を求めるものとする。
- 2) 工事担当課長は、契約者から契約保証金払出請求書の提出を受けたときは、契約保証金払出請求書に記載の金額が、契約保証金の減額分に相当する金額と同一であることを確認のうえ、「第5 工事完成時の取扱い」の例により、減額分に係る契約保証金の還付事務を行うものとする。ただし、出納機関に対する払出通知書には支払調書に代えて契約保証金払出請求書を添付するものとする。

② 契約保証金に代わる担保としての国債等

- 1) 工事担当課長は、契約保証金の金額の減額変更（ただし、保管有価証券の可分性を考慮して減額分を決定すること。）を行おうとするときは、契約者に対して、契約保証金の減額分につき保管有価証券の返還を求める旨の保管有価証券出請求書の提出を求めるものとする。
- 2) 工事担当課長は、契約者から保管有価証券払出請求書の提出を受けたときは、当該払出請求書に記載の保管有価証券が当該請負契約に係る保管有価証券の可分性を勘案して適切なものであることを確認のうえ、「第5 工事完成時の取扱い」の例により、保管有価証券の返還事務を行うものとする。

③ 銀行等、保証事業会社又は公共工事履行保証証券の保証

- 1) 工事担当課長は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、契約者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書（様式第10号）を交付し、工事担当課長が指定する日に、保証金額を変更後の10分の1（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て

契約を締結した場合にあっては10分の3)以上に保つ範囲で減額変更する旨の銀行等若しくは保証事業会社が交付する変更契約書又は保険会社が交付する異動承認書(以下この項において「変更契約書等」という。)を提出することを求めるものとする。

- 2) 契約担当課長は、契約者から変更契約書等の提出を受けたときは、第5③2)又は第5④に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、変更契約書等を受理するものとする。
- 3) 工事請負契約の変更後、変更契約書等は、工事請負契約書等と一緒に保管しておくものとする。

第7 工期の延長時の取扱い

工事担当課長は、工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保障期間を変更後の工期を含むように延長変更するよう求めるものとする。ただし、東日本建設業保証株式会社が行う保証の場合は、市と東日本建設業保証株式会社との協議において、変更保証証書の提出を省略できる取扱いとなっていることから、変更保証証書の提出は省略できるものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きは不要とする。

① 銀行等又は保証事業会社の保証

- 1) 工事担当課長は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、契約者に対して、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の銀行等又は保証事業会社が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。
- 2) 契約担当課長は、契約者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないことを確認のうえ、請負契約を変更するものとする。
 - イ 名宛人が市長であること。
 - ロ 保証人が、保証書に記載された銀行等又は保証事業会社であり、押印があること。
 - ハ 保証期間を変更する旨の記載があること。
 - ニ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
 - ホ 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- 3) 工事請負契約の変更後、変更契約書は、工事請負契約書と一緒に保管するものとする。

② 公共工事履行保証証券

- 1) 工事担当課長は、保障期間の延長変更を行おうとするときは、契約者に対して、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の

- 保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- 2) 契約担当課長は、契約者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないことを確認のうえ、請負契約を変更するものとする。
- イ 債権者が市長であること。
 - ロ 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む）があること。
 - ハ 債務者が契約者であること。
 - ニ 異動を承認する旨の記載があること。
 - ホ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - ヘ 異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- 3) 工事請負契約の変更後、異動承認書は、工事請負契約書等と一緒に保管するものとする。

第8 工期の短縮時の取り扱いについて

工期の短縮を行おうとする場合で、契約者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間の短縮は行われないうこととなっているので、保険期間の短縮は行わないものとする。

- 1) 工事担当課長は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、契約者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、工事担当課長が指定する日に、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の銀行等若しくは保証事業会社が交付する変更契約書又は保険会社が交付する異動承認書（以下、この項において「変更契約書等」という。）を提出することを求めるものとする。
- 2) 契約担当課長は、契約者から変更契約書等の提出を受けたときは、第7①2)又は第7②2)に掲げる事項等提出書類に誤りがないことを確認のうえ、変更契約書等を受理するものとする。
- 3) 工事請負契約の変更後、変更契約書等は工事請負契約書等と一緒に保管するものとする。

第9 履行遅滞時の取扱い

工事担当課長は、履行遅滞が生じた場合において、契約事項第43条第1項の規定により損害金を徴収して工事経過後相当期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きは不要とする。

- 1) 工事担当課長は、保証期間の延長を行おうとするときは、契約者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保険期間を延長変更する旨の銀行等若しくは保証事業会社が交付する変更契約書又は保険会社が交付する異動承認書（以下、この項において「変更契約書等」という。）を提出することを求めるものとする。
- 2) 契約担当課長は、契約者から変更契約書等の提出を受けたときは、第6①2)又は第6②2)に掲げる事項等提出書類に誤りがないことを確認のうえ、変更契約書等を受理するものとする。
- 3) 工事請負契約の変更後、変更契約書等は工事請負契約書等と一緒に保管するものとする。

附 則

平成24年4月1日から施行。

平成 年 月 日

大仙市長 様

申請者

住 所

商号又は名称

氏 名

印

契約締結期限延長申請書

次の理由により、契約の締結期限の延長を申請します

工 事 名	
工 事 場 所	
落札の通知を受けた日	平成 年 月 日
延 長 す る 期 限	平成 年 月 日
落札の通知を受けた日 から 5 日以内に契約を 締結できない理由	

平成 年 月 日

上記申請に基づく契約の締結期限の延長を承認します。

大仙市長

印

平成 年 月 日

様

大仙市長

印

請負契約解除通知書

下記の工事の施工に関し、契約事項第45条第1項第 号に該当すると認めたので、同項の規定に基づき、工事請負契約を解除します。

なお、契約保証金（保管有価証券または銀行等、保証事業会社若しくは保険会社から支払われる保証金若しくは保険金を含む。）は、地方自治法第234条の2第2項の規定により、大仙市に帰属します。

契 約 年 月 日	平成 年 月 日
工 事 場 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
契 約 金 額	円
契 約 保 証 金	円

平成 年 月 日

様

大仙市長

印

保証金（保険金）請求書

契約者 と締結した工事請負契約（工事名 ）を解除しましたので、下記金額の支払いを請求します。なお、支払いは別添の納入通知書により行ってください。

記

請求金額

円

証券番号 _____

※証券番号については、証券番号がある場合のみ記載する。

平成 年 月 日

東日本建設業保証株式会社 様

大仙市長 印

請負契約解除通知書

貴社の前払金保証（平成 年 月 日付け契約番号 ）及び
同契約保証（平成 年 月 日付け契約番号 ）に係る請負者
は、契約事項第45条第1項第 号の規定に該当し、締結した平成 年
月 日付をもって請負契約を解除しましたので、前払金保証約款第6条第1項の
規定により通知します。

歳計外払出命令起票依頼書

依頼日		平成 年 月 日
払出科目	款	5款 保証金
	項	1項 保証金
払出相手方	住所	
	氏名	
払出金額		
支払い予定日		平成 年 月 日
支払い方法		1. 窓口 2. 口座振替 3. 納付書
2 の 場 合	金融機関	銀行 支店
	預金種類	(普通 ・ 当座)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	
摘要		契約保証金の還付のため

歳計外科目より、次のとおり払出が必要ですので、払出命令の起票をお願いいたします。

大仙市会計管理者 様

〇〇課長 〇〇 〇〇

依頼課払出内容確認済欄		
	課長	担当
決 裁		

【依頼課】 〇〇課
担当者氏名
Tel - (内線)

※ 添付書類 工事契約書の写し、検査結果通知書、納付書払の場合は納付書も添付

保 管 有 価 証 券 払 出 通 知 書

払 出 通 知	課 長	調 査	取 扱 い 年 月 日	払 出 執 行	会 計 管 理 者	調 査	取 扱 い 年 月 日

年 度	歳入歳出外現金及 び保管有価証券	区 分

保 管 有 価 証 券 払 出 請 求 書

種 類	記 番 号	額 面 金 額	枚 数	保 管 期 間	備 考
		円			

上記保管有価証券を払い出してください。

年 月 日

納入者 住 所

氏 名

印

大仙市長

あて

領 収 書

上記保管有価証券を領収しました。

年 月 日

氏 名

印

大仙市会計管理者

あて

平成 年 月 日

大仙市長 様

住 所
商号又は名称
氏 名

印

保証書に係る領収書

貴職より保証書（変更契約書がある場合は変更契約書を含む。）を領収したので、銀行等へ返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを訳します。

平成 年 月 日

大仙市長 様

住 所
 商号又は名称
 氏 名 印

契約保証金払出請求書

下記工事に係る請負代金額の減額変更に伴い、当該減額された額に相当する契約保証金額の払い出しを請求します。

契 約 年 月 日	平成 年 月 日			
工 事 場 号				
工 事 名				
工 事 場 所				
工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
契 約 金 額	変 更 前	円	変 更 後	円
契 約 保 証 金	変 更 前	円	変 更 後	円
払 出 請 求 額	円			
口 座 振 替 払 の 振 込 銀 行	銀行 支店 当座・普通			
口 座 番 号				

平成 年 月 日

様

大仙市長

印

保証契約内容変更承認書

下記保証契約の内容変更について承認する。

1. 変更する保証契約

証 券 番 号	
保証委託者又は債務者名	
工 事 名	

2. 内容変更の承認事項

保証金額の減額	変 更 前		円
	変 更 後		円
保証期間の短縮	変 更 前	終 期	平成 年 月 日
	変 更 後	終 期	平成 年 月 日
そ の 他			

※証券番号については、証券番号がある場合のみ記載する。